

平成29年度川崎市消費生活モニター一委嘱式・研修会報告

- 日時 平成29年4月27日（木） 午前10時～12時
会場 川崎市産業振興会館12階会議室
参加者 12名（川崎区1、幸区2、中原区2、高津区2、宮前区2、多摩区2、麻生区1）
- 次第 第1部 委嘱状交付式
- 1 開式
 - 2 委嘱状の交付
 - 3 あいさつ（経済労働局高橋産業政策部長）
 - 4 閉式
- 第2部 研修会
- 1 消費者行政センターの業務について
 - 2 消費生活モニターの業務について
 - 3 講座
テーマ「悪質商法の被害に遭わないために ～消費者力を身に付けよう～」
講師：川崎市消費者行政センター消費生活相談員
NPO法人かわさきコンシューマーネット
 - 4 閉式

内 容

<第1部 委嘱状交付式>

出席されたモニターの皆さんに経済労働局産業政策部長から委嘱状を手渡しました。

委嘱状交付後、産業政策部長から「本日はお忙しい中を委嘱式にご出席いただきまして、ありがとうございます。消費は、私たちの日常生活と切っても切れないものです。しかし、最近の消費者を取り巻く環境、商品やサービスの提供内容、取引条件は、まさに多様になり複雑化してきています。

昨年度、川崎市消費者行政センターに寄せられた相談件数は、1年間で9,138件、相談受付稼働日で1日平均30件を超えます。消費者が確かな情報や知識を身につけることが、良質な商品やサービスの提供につながれば、安全・安心な消費生活の向上と、よりよい産業の振興にも結び付き、ひいては川崎の魅力の向上にもつながるのではないかと考えております。

そのために、皆様にはより多くの情報に触れていただき、新たな知識も身に付けていただきながら、皆様の周りの方々にも可能な限り、情報をご提供いただき、そうしたことを踏まえて、市に対してご意見やご要望をいただく、そうしたモニター



（委嘱状の交付）

としての活動を通じて、わたくしたち行政と一緒に、さらに川崎市を魅力あるまちにする取組にご参画いただければと思います。(一部抜粋)」とのあいさつがありました。



(産業政策部長のあいさつ)

<第2部 研修会>

消費者行政センターが実施している各種業務及び消費生活モニターに関する業務、年間スケジュール等について、センター各担当職員から「消費生活モニターの手引き」を基に説明を行いました。



(センターの業務について説明)

「悪質商法に気をつけよう ―最近の相談事例から―」というテーマで、消費者行政センターで実際に相談を受けている消費生活相談員からお話しをしていただきました。



(研修会の様子)